

指定管理者制度の導入について

1. 制度導入の必要性

公の施設とは、公共の利益のために多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として設置される施設のことをいい、平成15年6月13日に公布された地方自治法の改正では、その公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的として、指定管理者制度が導入されたところである。今後、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応していくことが必要であることから、本県が設置している公の施設への指定管理者制度の導入については、下記の基本方針により積極的な取組を進めていくものとする。

2. 指定管理者制度導入にあたっての基本方針

本県が設置している公の施設については、今回の法改正の趣旨や各施設の実情を踏まえて、当該施設の管理状況全般についての点検を行い、次のことを基本として、積極的に指定管理者制度の導入を検討することとする。その結果、指定管理者制度の導入を決めた施設については、公の施設設置条例の改正など施設毎に具体的な手続きを的確に進めていくものとする。

(1) 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定については、複数の申請者から事業計画書の提出を求め、その中から最適な管理者を選定することが法改正の趣旨であることから、原則、公募により指定管理者の募集をしていくものとする。ただし、下記に該当する場合は、公募を行わず、特定の団体に申請を行わせることができるものとする。また、指定管理者の選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等を含めた選定委員会を設置し、選定を行うものとする。

【公募によりがたい施設の取扱い】

1. 近い将来、施設の廃止や移管が見込まれる場合
2. 施設管理上緊急に指定を行う必要がある場合
3. 特定の団体（地方公共団体も含む）以外では施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことが明らかな場合

(2) 制度導入の時期及び手続き

現在、管理委託している公の施設への指定管理者制度の導入については、下記のスケジュールモデルで具体的な手続きを進めていくこととする。

《スケジュールモデル》

- 平成17年6月議会 : 公の施設設置条例の一部改正・債務負担行為の設定
- 平成17年7月～ : 指定管理者の募集告示、申請・受付・審査、選定、候補者の決定
- 平成17年12月議会 : 指定管理者の指定議決
- 平成18年1月～ : 協定の締結、事務の引継ぎ等
- 平成18年4月～ : 指定管理者による施設管理の開始

(3) 指定管理者の指定の期間

指定の期間は、施設の目的や規模・業務内容等の実情を総合的に勘案し、施設毎に適切な期間を設定するものとする。